

全国老施協発第 1800 号  
令和 3 年 11 月 25 日

公的価格評価検討委員会 御中

公益社団法人全国老人福祉施設協議会  
会 長 平 石 朗  
(公 印 省 略)

### 介護職員の給与の公的価格に関する要望について

介護職員等の給与の公的価格につきましては、公的価格評価検討委員会においてご検討をいただけるとお聞きしているところですが、この件についての本会として要望を提出いたします。

超高齢社会が進み要介護の高齢者が増加する中で、その介護を支える人材の確保は危機的な状況にあります。しかし、介護職員の給与は処遇改善加算などの措置はされたものの、その水準はいまだに全産業水準に比べて低く人材確保の環境が好転したとはいえない状況にあります。介護職員の給与の増額は、このような状況に置かれている介護人材確保の問題を改善するための大前提となるものであり、これが実現できなければ介護事業自体が今後存続しえないといえるほどの重大な課題となっています。

この点なにとぞ賢察いただき、介護職員の給与の公的価格の増額を図っていただく際に、特に下記の事項に関し特段のご配慮をお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 支給対象となる施設・事業所と職員種別

介護職員等の給与の公的価格の増額については、「介護保険の対象となる介護施設・事業所の介護職員」のみならず、次の施設・事業所や職員種別についても対象としていただくようお願いいたします。

##### (1)介護保険の対象となる介護施設・事業所内の介護職員以外の職員にも

介護保険の対象となる介護施設・事業所内では、介護職員だけではなく、看護職員、機能訓練指導員、(管理)栄養士、調理員、生活相談員、介護支援専門員、事務員などの多職種がそれぞれの専門性を合わせることで利用者一人ひとりの状態像に応じた個別ケアの実践を行うとともに、根拠あるケアの実現に向けて新たに科学的介護の推進を図っておりますが、その処遇改善が遅れている状況にあります。各地

域の状況によっては介護職員以上に人材確保が困難な面もでてきていることから、全ての職員について介護職員に準じて等しく支給対象としていただくようお願いいたします。

## (2)介護施設・事業所以外の介護保険の対象事業所の介護関係職員にも

介護保険の対象となる事業所としては、特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどの介護施設・事業所のほか、居宅介護支援事業所（ケアマネ事務所）などの介護保険事業を支える重要な機能を果たす事業所がありますが、こちらの職員も処遇改善が遅れ人材確保が困難な面がでてきていることから、介護施設・事業所の介護職員等に準じて支給対象としていただくようお願いいたします。

## (3)介護保険の対象とならない高齢者福祉施設(養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウス)の職員にも

高齢者福祉・介護を支える施設・事業所としては、介護保険の対象となる施設・事業所だけでなく、特定施設入居者生活介護の対象とならない養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスなどの施設も存在しておりますが、高齢者福祉・介護に大きな機能を果たしている中で、その介護職員等の処遇改善は進まず人材確保が困難な状況となっています。

しかしながら、今回の処遇改善においては、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの介護職員等が対象となっているか明確にされておらず、また、来年度後半からは介護報酬での対応となるなど報道があることから、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスで働く介護職員等は、高齢者福祉・介護を担う仕事であるにもかかわらず今回の処遇改善も対応いただけないのではないかと懸念しております。また事業者においては、人口動態が変化する中において、このままでは養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの処遇改善だけが取り残され、昨今の人手不足にあってはなおさら求職者は少なくなり、高齢者福祉の分断や地域共生社会の実現へ影響を及ぼしかねない事態に大変な危機感を抱いております。

その運営の財源が一般財源化されている事情はあるものの、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」(慰労金・かかり増し補助金)の対象として国の支援をいただいたこともあり、また高齢者以外の福祉分野では今回の措置の対象となるものがあるともお聞きしており、なんらかの給与増額措置をとることは不可能ではないと考えられます。

つきましては、このたびの公的価格の見直しに伴う介護職員等の処遇改善において、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの介護職員等の処遇改善も実現いただきますようお願いいたします。

(参考) これまでの処遇改善等とその対象

	各種介護サービス (介護保険事業)		養護、軽費・ケアハウス (介護保険外事業)
	介護職員	その他職員	介護職員等
介護職員処遇改善交付金(2009～2011)	○	×	×
介護職員処遇改善加算(2012～)	○	×	×
介護職員等特定処遇改善加算(2019～)	○	○	×
コロナ対応介護従事者慰労金(2020)	○	○	○
介護報酬の特例的評価(2021年4月～9月までのコロナ特例0.1%)	○		×
感染防止対策の継続支援(2021年10月～12月までのコロナ特例0.1%相当分)	○		×

## 2. 算定基準と請求手続

介護職員等の給与の公的価格の増額については、支給対象となる施設・事業所の職員種別について、一定の基準で算定した額を一定の手続きで請求することになるものと考えられますが、その算定基準と請求手続については次の点を満たすようお願いいたします。

### (1) 支給範囲を限定しない

介護職員等の給与の公的価格の増額の措置については、3：1の配置基準の対象職員に限る、パート職員を除くなどのように、対象を限定する支給基準を設けず、現に従事している対象職員全員を支給対象としていただくようお願いいたします。

また、実際に事業者が支払った給与額の実費に応じてその一部にだけ支給する基準を設けて施設・事業所側の持ち出しが多くなると、施設・事業所側がその負担に耐えられずに結局給与の増額が実現しないことになってしまいますので、そのようなことの生じないような支給基準としていただくようお願いいたします。

### (2) 簡素な基準と手続きとする

現在介護職員等の給与の増額を目的とした措置として、介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算が設けられています。現在においても、2つの加算措置において算定基準が異なるために算定手続が煩雑となっており、その煩雑さゆえに加算算定をあきらめている施設・事業所があります。このような中で、介護職員等の給与の公的価格の増額に係る措置が、恒久的措置として介護報酬の加算によって対応されるとすると、既存の加算に新たな基準を追加する場合であったとしても、また3つ目の加算措置を設ける場合であったとしても、算定作業が極めて煩雑となり、結果として介護職員等に増額措置が行き渡らないことともなりかねません。

このことから、介護職員等の給与の公的価格の増額に係る措置はできるだけ簡素な基準と手続きとしていただくことが必要であり、可能であればこの際既存の2つの加算も基準と手続きの簡素化の方向で見直しを図ることも検討いただくようお願い

いたします。

### 3. 増額幅

介護職員等の給与の公的価格の増額の幅については次の点を満たすようお願いいたします。

#### (1) 介護施設・事業所において介護人材の確保・定着に十分な水準とする

介護職員等の給与は処遇改善加算などの措置はされたものの、いまだに全産業水準に比べて低く（月 8 万円ほど低い）、人材確保の環境が好転したとはいええない状況にあります。介護職員等の職務の過酷さや精神的・肉体的な負担の大きさに見合い、人材確保（採用と定着）が円滑に行える水準は、現行よりもはるかに高い額であると考えますが、少なくとも、人材確保に改善効果をもたらすためには、全産業水準との落差を埋める程度の水準額に増額することが必要であると考えます。

仮に今回一気にこの水準までの改善が困難であったとしても、今回の措置を、それを目標として今後計画的に増額をしていくための第一歩として位置付けていただきたいと考えます。

#### (2) 労働市場に応じた賃金水準に対応したものとする

介護報酬制度においては、物価等の地域差を級地区分によって調整をしておりますが、介護職員等の賃金は地域によって大きな差があり、その差はこの級地区分ごとの割合以上のもとなっております。このため、相対的に大都市ほど介護職員等に対して人材の確保・定着に必要な水準の給与を支給することが苦しい状況となっております。

また級地区分はこのたびの介護報酬改定で見直しをいただきましたが、自治体区域ごとに決められている以上、労働市場を一つにしていながら大都市と隣接している級地区分の低い地域においては、必要な水準の給与を支給することが極めて厳しくなっています。

このようなことから、増額幅については、全国一律ではなく、労働市場ごとの相場賃金との差を埋める観点から、労働市場ごとで設定をするという考え方もありうると考えられるところであり、ご検討をお願いいたします。

#### (3) 労働市場の賃金水準の増加に対応して増額する仕組みとする

民間企業の給与は利益や生産性に応じて決まりますが、介護分野は主に介護保険という公的な制度で運営されているため、給与を利益や生産性に応じて決めることができません。このため介護職員等の給与は、介護業務自体の困難性や専門性に対

する職務評価と必要な人材確保のために求められる水準を基本として、上記(1)のような全産業の給与の水準を踏まえて決める観点が求められますが、とするならば全産業の給与の水準が増加した場合、介護職員等の給与もそれを踏まえて増加させることが合理的であると考えられます。

全産業の給与の水準の指標は、毎月勤労統計などのいくつかの統計調査によって得ることができ、また最低賃金も一つの指標となると考えられますが、それらの増加幅を踏まえて介護職員等の給与の公的価格を定期的に見直ししていく仕組みについてご検討をお願いいたします。